重要事項説明書(居宅介護支援事業)

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口電話 0246-38-7241

2 居宅介護支援事業所の概要

(1)居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所サニーポート小名浜のタ郷事業所				
所在地	福島県いわき市内郷高坂町大町69-3 M・Tビル				
事業所の指定番号	居宅介護支援事業				
	(いわき市 第0770408946号)				
サービスを提供する実施地域※	いわき市内全域				

[※]上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2)事業所の職員体制

管理者兼介護支援専門員 1名 (うち主任介護支援専門員 1名)	介護支援専門員専従 2名以上
	事務兼務 1名

(3)営業時間

月〜金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで (土曜・日曜・祝日・お盆・年末年始)

3 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙1「サービス提供の標準的な流れ」参照

4 料金

(1)利用料(ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

ア 居宅介護支援費

(Ⅰ)介護支援専門員取扱件数45件未満の場合

要介護1・2 10,860円 要介護3・4・5 14,110円

(Ⅱ)介護支援専門員取扱件数45件以上60件未満の場合

要介護1・2 __5,440円 要介護3・4・5 __7,040円

(Ⅲ)介護支援専門員取扱件数 60 件以上の場合

要介護1・2 3,260円 要介護3・4・5 4,220円

イ 加算

① 初回加算 3,000円/月

適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため新規に居宅サービス計画を作成した場合、 要介護度が2段階以上変更になった場合。

② 入院時情報連携加算

• 入院時情報連携加算(I) <u>2,500円/月</u>

介護支援専門員が、利用者の入院当日に病院・診療所の職員に対し、利用者の必要な情報提供を行った場合。(提供方法は問わない)

•入院時情報連携加算(Ⅱ) 2,000円/月

介護支援専門員が、利用者の入院後3日以内に病院・診療所の職員に対し、利用者の必要な情報提供を行った場合。(提供方法は問わない)

③ 退院·退所加算 4,500円~9,000/回

退院または退所に当たって、居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合、当該病院・施設等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上でケアプランを作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に算定。同一の利用者について、居宅サービスおよび地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。

※初回加算との同時算定不可

(I) イ:病院等の職員から利用者の情報提供をカンファレンス以外の方法により 1回受けている 4,500円/回

(I) ロ:病院等の職員から利用者の情報提供をカンファレンスにより1回受けている 6,000円/回

(Ⅱ) イ:病院等の職員から利用者の情報提供をカンファレンス以外の方法により 2回以上受けている6,000円/回

(Ⅱ) ロ:病院等の職員から利用者の情報提供を2回以上受けており、1回以上はカンファレンスによる 7,500円/回

(Ⅲ) :病院等の職員から利用者の情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる 9,000円/回

④ 緊急時居宅カンファレンス加算 2,000円/回

病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。

⑤ 通院時情報連携加算 500円/月

医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合。

- ⑥ ターミナルケアマネジメント加算 4,000円/月
 - ・在宅で死亡した利用者に対して、死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 日以 上、当該利用者又はその家族の同意を得て、居宅を訪問して利用者の心身の状態等を記録 し、主治医および居宅サービス計画に位置付けたサービス事業所に提供。
 - ・ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる 体制を確保、かつ必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備。

(2)交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は 介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費相当 (提供地域を超えた地点から片道概ね1キロメートルあたり50円)が必要です。

(3)解約料

いつでも契約を解約することができ、料金は一切かかりません。

(4)事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

5 サービス内容に関する苦情

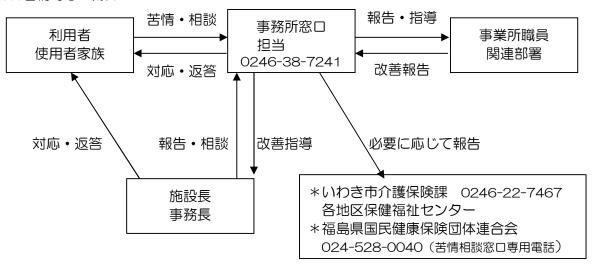
(1)当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

(3)苦情対応の流れ



6 事故発生時の対応

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに 区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者へ報告します。 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

7 秘密保持

事業者が得た利用者やその家族の個人情報は、介護サービスの提供以外の目的では原則として使用しません。

8 医療と介護の連携の強化

- (1) 居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者等に対して、入院時に介護支援専門員の氏名等を入院先 医療機関に提供するように依頼します。
- (2) 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治医の意見を求めることとされていますが、この意見を求めた主治医などに対してケアプランを交付します。

9 ハラスメント対応及び利用停止について

サービス提供及び支援に対し、利用者本人及びご家族から事業所に対してハラスメント行為が行われた際は、事実確認を行ったうえで、しかるべき処置を行うと共にサービスの提供中止を行う場合があります。

- ① 事業所の職員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為
- ③ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS に掲載すること

10 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、以下の通り必要な措置 を講じます。

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員が支援にあたっての悩みや労苦を相談できる体制を整える他、虐待防止の定期的な研修を実施しています。
- (4) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ相談、報告します。

11 業務継続計画策定等について

感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (1)職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 衛生管理等

事業所において感染症が発生又は蔓延しないよう、以下に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上 開催するとともに、その結果について職員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対し、感染症予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

(1)提供する居宅介護支援について

- ア 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- イ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅 サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ウ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

(2)要介護認定後の契約の継続について

- ア 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から 当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいた だきません。
- イ 利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、前記2の(1)に定める内容については終了することとなります。

(3)要介護認定の結果、自立(非該当)または要支援となった場合の利用料について要介護認定等の結果、自立(非該当)又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

(4)注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- ア 要介護認定の結果、自立(非該当)又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- イ 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

14 当法人の概要

法人種別・名称社会福祉法人 容雅会代表者理事長 中村雅英設 立平成25年7月

所在地 福島県いわき市小名浜字神成塚133番地の1

電 話 0246-92-3321

事業内容特別養護老人ホーム事業・短期入所生活介護事業・通所介護事業

居宅介護支援事業

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な説明をしました。

事業者

所在地: 福島県いわき市内郷高坂町大町69-3

名	称: 社会福祉法人 容雅会 居宅介護支援事業所サニーポート小名浜	内郷事業所
	管理者 坪井 あゆみ	(III)
	説明者	(P)
		1- 1 -1
私は、本書面により事業者から居	宅介護支援についての重要な事項の説明を受け	「ま <i>し</i> た。
利用者 <u>住 所:</u>		
氏 名:		(P)
(代筆者	·)
家 族 <u>住 所:</u> 若しくは *#######		
連帯保証人 <u>氏 名:</u>		(II)
	(続柄:)

(付属別紙1)

サービス提供の標準的な流れ

居宅サービス計画作成等サービス利用申込み

当事業所に関すること。居宅サービス計画作成の手順、、サービスの内容に関して大切な説明を行います

居宅サービス計画等に関する契約締結

事 業 者 の 選 定 当社と契約をするかどう かをお決めいただきます

※利用者は地区保健福祉センターへ【居宅サービス計画作成依頼届出書】 の提出を行っていただきます。(提出代行可能)

ケアマネジャーがご自宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します

地域の複数のサービス事業所の内容を市の介護保険サービス事業所一覧や事業所 パンフレットによりお伝えし、利用するサービスを選んでいただきます。 _____

*居宅サービス計画に位置付けた選定理由や前 6ヶ月間に作成したケアプランに おける訪問介護などの利用割合は別紙のとおりとなります。(別紙2)

利用者による サービスの選択

▼ 提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します

計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等とサービス利用の 調整を行います

て説明を行い、利用 者やご家族の意見を 伺い、同意をいただ きます

サービス利用に関し

居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います

◆ サービス利用◆

利用者やご家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握を行い、サービス 提供事業者と連絡調整を行います

毎月の給付管理票の作成を行い、国保連合会に提出します

利用者の状態について、定期的な再評価を行います。また、提供されるサービスの実施状況の把握を行います。

居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。